

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	宇陀市健康増進事業(がん検診等)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇陀市は、健康増進事業(がん検診等)事務で、特定個人ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

### 特記事項

健康増進事業(がん検診等)事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行っている。

## 評価実施機関名

宇陀市長

## 公表日

令和4年12月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	宇陀市健康増進事業(がん検診等)に関する事務
②事務の概要	<p>&lt;健康管理システム&gt; 健康増進法(平成十四年法律第百三号)第19条の2による健康増進事業で主務省令で定めるものの内、次の検診実施にかかる予約・通知等の管理及び検診・精密検査の受診結果情報の照会・管理等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・歯周疾患検診</li><li>・骨粗しょう症検診</li><li>・肝炎ウイルス検診※</li><li>・がん検診</li></ul> <p>&lt;中間サーバ&gt; 健康増進事業(がん検診等)に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第2に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
がん検診等関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会&gt; 番号法第19条第8号別表第二第102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条</p> <p>&lt;情報提供&gt; 番号法第19条第8号別表第二第102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康増進課 ・ 中央保健センター
②所属長の役職名	健康増進課長 ・ 中央保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号633-0292 宇陀市役所 総務部 総務課 住所: 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

電話:0745-82-1301 ファックス:0745-82-3900  
E-mail:soumu@city.uda.lg.jp

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

郵便番号633-0292  
宇陀市役所 総務部 総務課  
住所:奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3  
電話:0745-82-1301 ファックス:0745-82-3900  
E-mail:soumu@city.uda.lg.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月1日	Ⅱ 1 対象人数	令和3年3月11日	令和4年11月1日	事後	
令和4年11月1日	Ⅱ 2 取扱者数	令和3年3月11日	令和4年11月1日	事後	